

閲覧用

令和2年度加美町農業委員会  
第7回定例総会議事録

令和2年10月26日（月）

加美町役場小野田庁舎2階会議室

加美町農業委員会

---

## 令和2年度第7回定例総会 議事録

---

1 開催日時 令和2年10月26日(月)午後1時26分～午後2時01分

2 開催場所 加美町役場小野田庁舎 2階会議室

3 出席委員(18名)

会 長	19番	三 浦 泉
会長職務代理者	18番	千 葉 連 悦
委 員	1番	星 榮 喜
〃	2番	澁 谷 幹 男
〃	3番	半 田 守
〃	4番	畠 山 義 信
〃	5番	杉 村 昭 宏
〃	6番	猪 股 弘
〃	7番	三 嶋 秀 二 郎
〃	8番	今 野 修
〃	9番	伊 藤 登 喜 子
〃	10番	板 垣 文 一
〃	12番	佐 々 木 照 義
〃	13番	山 本 成
〃	14番	尾 形 徳 夫
〃	15番	中 村 貴 美 子
〃	16番	畠 山 智 史
〃	17番	佐 藤 と も

4 欠席委員(1名)

委 員	11番	小 山 京 子
-----	-----	---------

## 5 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	会議書記の指名	
日程第4	報告第16号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第5	報告第17号	農地転用許可後の工事進捗状況報告について
日程第6	議案第24号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第7	議案第25号	農地法第4条の規定による許可申請について
日程第8	議案第26号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第9	議案第27号	農用地利用集積計画の審査について

## 6 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	太田浩二
農業委員会事務局農地係長	畠山明大
農業委員会事務局主事	青砥沙織

## 7 議事の経過及び結果

次のとおり。

---

## 第7回定例総会 議事の経過及び結果

---

〈午後1時26分 開会〉

\*事務局（太田浩二事務局長） それでは、定刻前でございますが全員揃いましたので只今より令和2年度加美町農業委員会第7回定例総会を開催いたします。

農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となりまして、議事を進行していただきます。会長よろしくお願いいたします。

\*議長（三浦泉会長）

ただいまの出席委員は18名です。11番 小山京子委員から欠席の通告があります。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。慎重なる審議をお願いいたします。

---

### 日程第1 議事録署名委員の指名

\*議長（三浦泉会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、13番 山本成委員、12番 佐々木照義委員をお願いいたします。

---

### 日程第2 会期の決定

\*議長（三浦泉会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「なし」の声あり—

\*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

### 日程第3 会議書記の指名

\*議長（三浦泉会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 太田浩二君を指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。

それでは、議案の審議に入ります。

---

日程第4 報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知について

\*議長（三浦泉会長） 日程第4、報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告いたします。

\*事務局（青砥沙織主事） 報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知について。このことについて、別紙のとおり通知があったので報告いたします。  
令和2年10月26日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。  
今月の農地法第18条第6項の規定による通知は2件でございます。

報告書番号1

貸人 A氏

借人 B社

所在地 原堤田の田

面積 1,180㎡

基盤強化促進法

報告書番号2

貸人 C氏

借人 B社

所在地 原台崎南東の田 外1筆

面積 合計2,561㎡

基盤強化促進法

[以上2件の賃貸借の合意解約について説明。]

\*議長（三浦泉会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これにて報告第16号を終了いたします。

---

日程第5 報告第17号 農地転用許可後の工事進捗状況報告について

- \*議長（三浦泉会長） 日程第5、報告第17号 農地転用許可後の工事進捗状況報告について、事務局より報告いたします。
- \*事務局（畠山明大係長） 報告第17号 農地転用許可後の工事進捗状況報告について。このことについて、別紙のとおり工事進捗状況報告書の提出があったので報告いたします。  
令和2年10月26日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。  
今月の農地転用許可後の工事進捗状況報告は1件でございます。

報告書番号1

店舗(来客用駐車場) 字矢越…番… 外1筆

面積 合計591㎡

令和2年12月31日完了予定

進捗率 令和2年9月18日報告時 50%

土地造成 コンクリート側溝敷設済みであり、舗装施工進行中

[以上1件の工事進捗状況報告について説明]

- \*議長（三浦泉会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- \*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これにて報告第17号を終了いたします。

---

日程第6 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について

- \*議長（三浦泉会長） 日程第6、議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。
- \*事務局（青砥沙織主事） 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記農地について農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。  
令和2年10月26日提出。加美町農業委員会会長、三浦泉。  
今月の農地法第3条の許可申請は4件でございます。

申請番号1

渡人 D社 代表取締役 E氏  
受人 F氏  
申請地 上多田川字舟窪の畑 2筆  
面積 合計41,126㎡  
経営規模拡大の為 売買するもの  
売買金額 総額…万円

申請番号2

渡人 A氏  
受人 G氏  
申請地 字原堤田の田 1筆  
面積 1,180㎡  
新規就農者へ賃貸借するもの(R2.11.1～R12.12.31)

申請番号3

渡人 H氏  
受人 G氏  
申請地 字長清水北の畑 外2筆  
面積 合計1,705㎡  
新規就農者へ賃貸借するもの(R2.11.1～R12.12.31)

申請番号4

渡人 C氏  
受人 G氏  
申請地 字原台崎南東の田 外1筆  
面積 合計2,561㎡  
新規就農者へ賃貸借するもの(R2.11.1～R12.12.31)

[以上4件の許可申請について説明]

\*議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、申請番号1番について18番千葉連悦委員お願いします。

\*18番（千葉連悦委員） 申請番号1番についてご報告申し上げます。10月19日に現地を確認し、譲渡人・譲受人に電話にて聴取り調査を行いました。まず申請地の字舟窪…番…番の畑は大崎市に隣接する農地で、道路事情に関しては良好という場所でございます。譲渡人・譲受人は共に登米市の方でして、譲受人のF氏はI社という会社を営んでおり、そちらで芝の栽培と販売を行っております。今回F氏が経営規模の拡大を希望し、以前より情報交換を行っているD社へ農地を譲ってほしいとの申し出があり 今回の申請に至ったものでございます。先ほど申し上げまし

たように申請地は大崎市に隣接していることから、舟窪…番の西側が大崎市の農地となっており、そちらの農地も今回同時に大崎市で3条の売買申請を行っているということでございました。また、芝栽培をするにあたって機械の移動をどのようにするか尋ねたところ、申請地から2kmの大崎市内に既に60,000㎡ほど芝の栽培を行っている箇所があり、そちらに機械の倉庫があるとのことで、そちらから移動してきて使用するというところでございます。聴取り調査の結果、地域調和要件に支障ないものと判断いたしました。以上でございます。

\*議長（三浦泉会長） ご苦労様でした。次に申請番号2番から4番について16番 畠山智史委員をお願いします。

\*16番（畠山智史委員） 申請番号2番から4番につきましては、譲受人が同一となり関連性がございますので合わせてご説明いたします。譲受人のG氏は全体会資料内にもご紹介がございましたが、町の地域おこし協力隊から就農されて、現在小野田地区で畑作を行っている方でございます。

まず申請番号2番についてですが、調査日は令和2年10月19日、譲渡人のA氏は大変ご高齢ということもあり、電話での聴取り調査が困難でしたので、B社の社長であるご長男のJ氏に直接お会いして聴取り調査を行って参りました。A氏の土地は1筆でございますが、こちらの畑にビニールハウス2棟が設置してあり、非常に好条件な土地でございます。

申請番号3番につきましては、19日に譲渡人のH氏、G氏、私の3名で直接現地を確認して参りました。申請地3筆は現在畑として利用されておりましたが、H氏も高齢のため規模を縮小し、今回この土地をG氏に畑として利用していただきたいとのことでした。

申請番号4番、C氏の田2筆ですが、C氏はK氏のお父様でございます。電話での聴取りを行った後、G氏と直接現地を確認して参りました。申請地はC氏の自宅北側に面しており、現在も畑として利用されている土地でございました。

調査の結果、全て地域調和要件に支障ないものと判断いたしました。以上でございます。

\*議長（三浦泉会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。審議に入る前に議案第24号につきましては、委員が当事者である事案があります。農業委員会等に関する法律 第31条第1項の規定により、当事者は議案の審議に参加することができません。参加できない委員は申請番号4番について、14番 尾形徳夫委員です。まず初めに申請番号1番から3番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

\*議長（三浦泉会長） はい、7番 三嶋委員。

\*7番（三嶋秀二郎委員） 申請番号1番について、F氏が今回41,126㎡取得するわけですが、貸付面積が26,855㎡というのはどういった状況ですか。



\*議長（三浦泉会長） では事務局。

\*事務局（青砥沙織主事） 貸付面積についてですが、個人で所有されている農地を、ご自身の会社である I 社へ貸付しているという状況でございます。

\*7番（三嶋秀二郎委員） その芝の販売業者への貸付ということですね。わかりました。それから申請番号2番について、譲渡人が91歳という高齢であります、仮に死亡した場合その後の利用権設定はどうなるのですか。

\*議長（三浦泉会長） では事務局。

\*事務局（青砥沙織主事） 死亡された後の契約についてですが、相続された方がその後の賃貸借の権利を引き継ぐということになっておりますので、この場合どなたが相続されるかまだわかりませんが、その方に引き継がれるということになります。

\*7番（三嶋秀二郎委員） 相続すれば賃貸借の契約はする必要がないということですね。

\*事務局（青砥沙織主事） はい、そうです。改めて相続された方と契約する必要はありません。

\*18番（千葉連悦委員） 契約者が亡くなった場合、相続した方と新たに書類上契約を結ばないといけないのではないですか。

\*2番（澁谷幹男委員） この方は令和12年まで契約されていますので、途中で亡くなっても12年までは賃貸借の契約は継続されます。その間に相続された場合13年の更新時に、新しく相続された方と契約し直せばいいのだと認識しております。

\*議長（三浦泉会長） では改めて事務局長より説明させます。

\*事務局（太田浩二事務局長） 賃貸借につきましては、相続し所有者が変わったとしても契約自体は継続されます。但し民法の規定で、使用貸借についての契約は継続されません。よって、この方が亡くなった場合でも契約は継続され、再契約は不要ということになります。

\*議長（三浦泉会長） 法律上現在はそのようになっているということですね。今の説明でよろしいですか。では他に質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第24号 申請番号1番から3番についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

\*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって議案第24号 申請番号1番から3番については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

続いて申請番号4番の案件について審議いたします。14番 尾形徳夫委員は申請番号4番の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

[委員退室 午後1時47分]

\*議長（三浦泉会長） これより申請番号4番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

\*議長（三浦泉会長） はい、7番 三嶋委員。

\*7番（三嶋秀二郎委員） 譲受人のG氏は上野目下新堀とのことですが、借家か居宅を購入しているのですか。

\*16番（畠山智史委員） 現在借家にて、こちらにお住まいになっております。

\*議長（三浦泉会長） ほかに質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第24号 申請番号4番についての採決を行います。

お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

\*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって議案第24号 申請番号4番については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

それでは14番 尾形徳夫委員の入室を許可します。

[委員入室 午後1時49分]

---

日程第7 議案第25号 農地法第4条の規定による許可申請について

\*議長（三浦泉会長） 日程第7、議案第25号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

\*事務局（畠山明大係長） 議案第25号 農地法第4条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第4条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和2年10月26日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

今月の農地法第4条の許可申請は1件でございます。

申請番号1

申請人 L氏 字上野目高畑…番地…

申請地 字上野目高畑…番…

面積 497㎡

申請者の宅地は袋地になっており宅地と道路の間にある農地、字上野目高畑…番…の一部を進入路等として使用しておりました。その農地を分筆し、進入路・農業用物置・車庫部分を宅地とするものです。

申請地は、加美町役場小野田支所の西北西約4kmに位置し、水管及び下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、おおむね500メートル以内に複数の公共施設が存することから第3種農地と判断いたしました。

[以上1件の許可申請について説明]

\*議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、6番 猪股弘委員お願いします。

\*6番（猪股弘委員） 10月15日、太田事務局長、畠山係長、三嶋委員、杉村委員、私の5名にて現地調査を行って参りました。

当日、家屋調査士の方に立ち会っていただき現地を確認した結果、周辺農地に係る条件に支障はなく許可相当と判断いたしました。以上でございます。

\*議長（三浦泉会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。

これより議案第25号 農地法第4条の規定による許可申請についての採決を行います。

お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- \*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって議案第25号 農地法第4条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

---

日程第8 議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について

- \*議長（三浦泉会長） 日程第8、議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

- \*事務局（畠山明大係長） 議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和2年10月26日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

今月の農地法第5条の許可申請は1件でございます。

申請番号1

渡人 M氏 仙台市泉区紫山一丁目…番…号

受人 N社 代表取締役 O氏

仙台市宮城野区原町…

申請地 字下原…番

面積 2,497㎡

売買により太陽光発電設備の設置を行うもの

申請地は加美町役場小野田支所の東約700mに位置し、下原集落内に介在する農地で、第1種農地・第3種農地のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。

譲受人が太陽光発電事業を行う際の日照・維持管理・交通アクセス等、申請地が最適と選定し、他に申請者が当該目的に使用することが可能な土地も見当たらなかったとのことです。隣接する農地への影響もないと見込まれることから、やむを得ないと判断されるものであります。

[以上1件の許可申請について説明]

- \*議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、6番 猪股弘委員お願いします。

- \*6番（猪股弘委員） 10月15日、太田事務局長、畠山係長、三嶋委員、杉村委員、私の5名にて現地調査を行って参りました。

当日はO氏、行政書士の方、M氏の3名が立ち会い現地を確認したところ土地は現況のまま使用するということでしたが、かなり入り組んだところでしたので、工

事用に通行する土地を周辺の方から土地通行承諾書をとりまして、そちらを通行して工事をするという事で許可相当と判断いたしました。以上でございます。

\*議長（三浦泉会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

\*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

---

#### 日程第9 議案第27号 農用地利用集積計画の審査について

\*議長（三浦泉会長） 日程第9、議案第27号 農用地利用集積計画の審査について、事務局より議案の説明をさせます。

\*事務局（青砥沙織主事） 議案第27号 農用地利用集積計画の審査について。下記農地について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審査決定を求められたので審議されたい。

令和2年10月26日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

今月の農用地利用集積の審議は、売買2件 賃貸借1件でございます。

##### 申請番号1

渡人	P氏
受人	Q氏
申請地	菜切谷字青木原の田
面積	5,550㎡
権利移動の種別	売買
売買金額	総額…万円

##### 申請番号2

渡人	R氏
受人	S氏
申請地	字鶴羽美の田 10筆
面積	17,613.49㎡

権利移動の種別 売買  
売買金額 総額…万円

申請番号 3

渡人 T氏  
受人 U氏  
申請地 宮崎字東浦の田  
面積 3,000 m<sup>2</sup>  
権利移動の種別 賃貸借  
借賃 一反歩あたり…k g

以上3案件で、田12筆 面積26,163.49 m<sup>2</sup> これらの案件の計画内容は、経営面積、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものと判断されます。

[以上3件の集積計画について説明]

\*議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

\*議長（三浦泉会長） はい、7番 三嶋委員。

\*7番（三嶋秀二郎委員） 申請番号2番について、鶴羽美とはどのあたりですか。

\*議長（三浦泉会長） では事務局。

\*事務局（青砥沙織主事） こちらは小野田区域でして、裏の幹線道路の北側のあたりです。

\*16番（畠山智史委員） 347号線に浅野石油さんのガソリンスタンドがございますが、あちらに抜ける直線の道路沿いの北側です。

\*議長（三浦泉会長） ほかに質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第27号 農用地利用集積計画についての採決を行います。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

\*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第27号 農用地利用集積計画の審査については、原案のとおり決定いたしました。

\*議長（三浦泉会長） 以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。これで令和2年度第7回加美町農業委員会定例総会を閉会いたします。  
大変ご苦労さまでした。

〈午後2時01分 閉会〉

---

この議事録は、事務局長 太田浩二が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

令和2年10月26日

議 長 三 浦 泉

署名委員 山 本 成

署名委員 佐々木 照義